

揖斐川町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 6 月

揖斐川町通学路安全推進会議

1, プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

今後も通学路の安全確保に向けた取組を実施していくために、関係機関との連携体制を構築し、「揖斐川町通学路交通安全プログラム」を策定することとする。

今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2, 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置する。

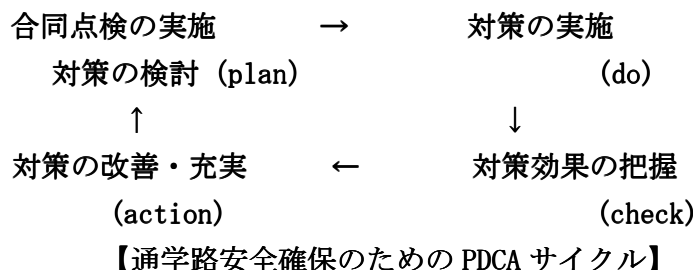
- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 揖斐川町教育委員会学校教育課 | ・ 揖斐川町産業建設部建設課 |
| ・ 揖斐川町総務部総務課 | ・ 揖斐警察署 |
| ・ 小・中学校代表者 | ・ P T A 代表者 |
| ・ 岐阜県揖斐土木事務所 | |

3, 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

取組は P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小学校 7 校（養基小を含む）を下記のように 3 つのグループに分け、それぞれ 3 年に 1 回実施する。

- * A グループ・・・揖斐・大和・北方
- B グループ・・・清水・小島・谷汲
- C グループ・・・養基

平成 26 年度より A グループから順次実施することとする。

- ・ 町内の中学校 3 校（揖斐川中・北和中・谷汲中）は、必要に応じて実施する。
- ・ 効率的・効果的に行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設けて実施する。

イ 合同点検の体制

- ・ 小・中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行う。

ただし、合同点検の前に学校が危険個所を把握し、対策の素案を作成したうえで合同点検に臨むこと。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制・交通安全教育などのソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を以下の方法で確認する。
 - ・小・中学校は安全対策実施後、PTAや安全サポーターとの会合等で期待した効果が得られたか把握し、通学路安全推進会議に報告する。
 - ・次回点検時の通学路安全推進会議において、対策後の効果について把握する。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

(7) 箇所図、箇所一覧表の作成

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成する。
- ・基本方針策定の際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、基本方針をまとめたものを、揖斐川町のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。
- ・また、既に実施している事業についても、本プログラムにおいて位置づけされるものとし、その個所は、別添「既対策箇所一覧表」に示す。

<参考>

通学路については、学校と保護者、地域住民が協議し、安全と判断した道路を通学路として、教育委員会に届けている。

【別添資料】 対策一覧表
 対策箇所図
 既対策箇所一覧表

策定 平成 26 年 6 月 26 日

改正 平成 29 年 3 月 27 日

改正 令和 4 年 6 月 7 日

改定 令和 7 年 2 月 3 日